

(写)
7西監第156号
令和8年3月9日

西東京市議会議長 佐藤 公男 殿

西東京市監査委員 岡村 保彦
(公印省略)

西東京市監査委員 本多 教義
(公印省略)

西東京市監査委員 稲垣 裕二
(公印省略)

令和7年度指定管理者監査の結果について (報告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

(写)
7 西監第 156 号
令和 8 年 3 月 9 日

西東京市長 池 澤 隆 史 殿

西東京市監査委員 岡 村 保 彦
(公印省略)

西東京市監査委員 本 多 教 義
(公印省略)

西東京市監査委員 稲 垣 裕 二
(公印省略)

令和 7 年度指定管理者監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により、通知願います。

指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象施設及び所管部課

- 1 公の施設 西東京市スポーツ・運動施設
- 2 指定管理者 東京ドームグループ
(代表団体) 株式会社東京ドーム
(その他構成団体) 株式会社東京ドームスポーツ
株式会社東京ドームファシリティーズ
- 3 所管部課 生活文化スポーツ部スポーツ振興課

第3 監査の範囲

令和6年度に係る西東京市スポーツ・運動施設（以下「スポーツ・運動施設」という。）の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行

第4 監査の期間

令和7年8月7日から令和8年2月20日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

指定管理者による公の施設の管理が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

- 1 実査 令和7年11月10日 実施場所：スポーツ・運動施設（9施設）
- 2 説明聴取 令和7年12月23日 実施場所：監査委員室
- 3 講評 令和8年2月12日 実施場所：監査委員室

第8 監査の着眼点

- 1 指定管理者
 - (1) 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
 - (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - (4) 利用促進のための努力はなされているか。

- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部課

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第9 指定管理の概要

1 施設の概要

(1) 名称、所在地、敷地面積、建築面積及び延床面積

	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
1	西東京市スポーツセンター	西東京市中町一丁目 5番1号	2,577	1,778	4,965
2	西東京市総合体育館	西東京市向台町五丁目 4番20号	3,000	1,800	3,105
3	西東京市南町スポーツ・文化交流センター (施設の愛称を「きらっと」という。)	西東京市南町五丁目 6番5号	3,072	2,270	3,012
4	西東京市武道場	西東京市東町二丁目 4番13号	743	427	1,259
5	西東京市向台運動場	西東京市向台町五丁目 1059番1外	29,388	-	-
6	西東京市芝久保運動場	西東京市芝久保町一丁目 1465番	8,969	-	-
7	西東京市ひばりが丘総合運動場	西東京市ひばりが丘三丁目 1616番1	26,369	-	-
8	西東京市健康広場	西東京市栄町一丁目 630番1外	3,929	-	-
9	市民公園グラウンド	西東京市向台町五丁目 1059番6外	6,972	-	-

(2) 開場時間及び休場日

	名称		開場時間	休場日
1	西東京市スポーツセンター		午前9時～午後10時 (条例：午後9時まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1火曜日 (条例：第1・第3火曜日) ・12月29日～翌年1月1日
2	西東京市総合体育館			
3	西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」		午前9時～午後9時	<ul style="list-style-type: none"> ・第1火曜日 (条例：第1・第3火曜日) ・12月29日～翌年1月3日
4	西東京市武道場			
5	西東京市 向台運動場	4月～10月	午前6時～午後9時	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日～翌年1月3日
		11月～3月	午前9時～午後6時	
6	西東京市芝久保運動場		午前9時～午後5時	
7	西東京市 ひばりが丘 総合運動場	グラウンド 6月～8月	午前7時～午後7時	
		グラウンド 9月～5月	午前9時～午後5時	
		テニスコート	午前9時～午後5時	
		野球場	午前9時～午後6時	
8	西東京市健康広場		午前9時～午後6時	
9	市民公園グラウンド		午前9時～午後9時	

2 選定経過

指定管理者について、令和4年度に公募を行い、令和4年第4回市議会定例会において東京ドームグループを指定することが議決され、市と指定管理者は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の期間とする基本協定を締結している。

なお、東京ドームグループがスポーツ・運動施設の指定管理者に指定されるのは、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間に引き続き2回目となっている。

3 指定管理者の概要

- (1) 指定管理者名 東京ドームグループ
- (2) 指定管理の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間
- (3) 職員の配置 (令和7年3月31日現在)

総括責任者 1人

総括施設責任者 1人

西東京市スポーツセンター

館長 1人、副館長 2人、受付案内員 2～3人、トレーニング指導員 2人、

プール受付員 1 人、プール監視員 3 人、設備員 1 人、清掃員 4 人
西東京市総合体育館
館長 1 人、副館長 2 人、受付案内員 2～3 人、トレーニング指導員 2 人、設備員 1 人、清掃員 1 人、警備員 1 人
西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」
館長 1 人、副館長 2 人、受付案内員 2～3 人、清掃員 2 人、駐車場係員 1 人（土日祝のみ）
西東京市武道場
受付案内員 1 人
西東京市向台運動場・市民公園グラウンド
管理人 1 人
西東京市芝久保運動場
管理人 1 人
西東京市ひばりが丘総合運動場
管理人 2 人
西東京市健康広場
管理人 1 人

(4) 指定管理者が行う業務

- ア 管理物件の維持管理に関する業務
- イ スポーツ・運動施設の利用の承認に関する業務
- ウ 利用料金の收受、減額、免除及び還付に関する業務
- エ スポーツ・運動施設及びスポーツ・運動施設以外における西東京市スポーツ施設条例（平成 17 年西東京市条例第 24 号）第 3 条に規定する事業の実施
- オ その他市が必要と認める業務

4 指定管理料

- (1) 指定期間指定管理料上限額 1,599,206,600 円
- (2) 令和 6 年度指定管理料 318,121,000 円

5 令和 6 年度の収支状況

令和 6 年度の収入実績額は 492,884,079 円であり、このうち指定管理料は、318,121,000 円である。支出実績額は 503,901,023 円であり、収支差引額は 11,016,944 円の赤字となっている。

第 10 監査の結果

公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について、関係法令等の定めるところにより、おおむね適正に処理されていた。

しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 個別的指摘事項

(1) 東京ドームグループ

- ア 文書管理、経理に係る規程の整備について、スポーツ・運動施設指定管理

者総括仕様書（以下「仕様書」という。）では、文書の適正な管理等のため、西東京市文書管理規程に基づき、指定管理者が独自に同様の規程等を定めるとしており、また、スポーツ・運動施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）では、経理規程を指定管理者団体自体と分離して設けることを定めているが、両規程とも本件指定管理業務用の規程は整備されていなかった。

仕様書、募集要項にのっとり適正な事務を行われたい。

イ 修繕等に係る協議について、スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）では、各年度事業計画書に計上された修繕費を超えて実施すべき修繕事案が発生した場合は市と指定管理者が協議して対応することを定めているが、事業計画書に計上された修繕費を超えて実施された修繕に係る協議の文書を確認できなかった。

また、連絡調整会議の設置に係る詳細、設備運転監視業務に係る各種記録の作成及び保管方法について、それぞれ基本協定書、仕様書では別途協議の上定めるとしているが、協議の上定められた文書を確認できなかった。

基本協定書、仕様書にのっとり適正な事務を行われたい。

ウ 施設設備の運転管理に係る資格保有者の配置について、仕様書では、スポーツセンター、総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター、武道場の施設設備を運転管理するため、資格保有者の配置を定めているが、資格保有者の配置に空白期間が生じているものが見受けられた。

仕様書にのっとり適正な配置を行われたい。

エ 物品の管理について、市の登録備品を確認したところ、既に廃棄されており備品台帳と不整合となっているものが見受けられた。

また、基本協定書では、指定管理者が任意により購入又は調達した備品等については、帳票に記載し管理することを定めているが、帳票に記載されていない備品等が見受けられた。

市の備品について、必要な確認及び市との調整を行うとともに、指定管理者の備品等について、基本協定書にのっとり適正に整理保管されたい。

(2) 生活文化スポーツ部スポーツ振興課

ア 文書管理、経理に係る規程の整備について、仕様書では、文書の適正な管理等のため、西東京市文書管理規程に基づき、指定管理者が独自に同様の規程等を定めるとしており、また、募集要項では、経理規程を指定管理者団体自体と分離して設けることを定めているが、両規程とも本件指定管理業務用の規程は整備されていなかった。

市は、文書管理、経理に係る規程の整備について、適切な指導・監督を行うべきである。

イ 修繕等に係る協議について、基本協定書では、各年度事業計画書に計上さ

れた修繕費を超えて実施すべき修繕事案が発生した場合は市と指定管理者が協議して対応することを定めているが、事業計画書に計上された修繕費を超えて実施された修繕に係る協議の文書を確認できなかった。

また、連絡調整会議の設置に係る詳細、設備運転監視業務に係る各種記録の作成及び保管方法について、それぞれ基本協定書、仕様書では別途協議の上定めるとしているが、協議の上定められた文書を確認できなかった。

市は、基本協定書、仕様書にのっとり適正な事務を行うべきである。

ウ 施設設備の運転管理に係る資格保有者の配置について、仕様書では、スポーツセンター、総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター、武道場の施設設備を運転管理するため、資格保有者の配置を定めているが、資格保有者の配置に空白期間が生じているものや、仕様書に記載された資格が各施設のいかなる業務に必要なのか不明確なものが見受けられた。

市は、指定管理者に対し適切な指導・監督を行うとともに、仕様書の内容について精査し、必要であれば見直しを行うなど適正な対応をすべきである。

エ 物品の管理について、西東京市物品管理規則では、不用物品の処分に関する手続を定めているが、市の登録備品を確認したところ、所定の手続がなされずに廃棄されており備品台帳と不整合となっているものが見受けられた。

また、基本協定書では、指定管理者が任意により購入又は調達した備品等については、帳票に記載し管理することを定めているが、帳票に記載されていない備品等が見受けられた。

市は、規則にのっとり適正な事務を行うとともに、指定管理者に対し適切な指導・監督を行うべきである。

2 意見要望事項

(1) 東京ドームグループ

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、一部改善を要する事項が見受けられた。今後は、市と調整しながら、協定書等に基づく規程や記録を整備するなど、適正な事務処理を行われたい。

スポーツ・運動施設は、スポーツを通じた健康増進、地域コミュニティの醸成、地域社会への貢献などに資する拠点であり、市の重要な施設となっている。

今後も、多様化する利用者のニーズを的確に捉え、これまで培った専門的ノウハウ等を活用し、効果的・効率的な運営に努められたい。

(2) 生活文化スポーツ部スポーツ振興課

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、一部改善を要する事項が見受けられた。指定管理者が管理する施設であっても、公共サービスを提供する公の施設であり、設置者である市は、指定管理者の管理運営状況について、「指定管理者制度解説と運用の指針」に基づき定期的・継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて指導・助言を行うなど、適正な施設管理と更なるサービスの質の向上に努められたい。